

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成29年9月1日提出

平成29年9月1日報告

藤岡市長 新井利明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成29年7月2日

藤岡市長 新 井 利 明

記

- 1 損害賠償の額 91,288円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成29年4月14日（金）午後5時20分頃、スクールバス運転業務受託者の運転するスクールバスが、藤岡市鬼石510番地3付近の県道会場鬼石線を走行中に、対向車線を走行していた相手方車両のドアミラーと接触し、相手方車両を損傷させたものである。